

○埼玉県警察機関誌秩父嶺編集要綱

平成5年3月30日

埼例規第26号・教

警察本部長

埼玉県警察機関誌秩父嶺編集要綱の制定について（例規通達）

埼玉県警察機関誌秩父嶺編集委員会の廃止に伴い、埼玉県警察機関誌秩父嶺編集要綱の制定について（昭和58年埼例規第27号・教）の全部を別添のとおり改正し、平成5年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、秩父嶺編集モニター制度の実施について（昭和43年埼例規第36号・教）は、廃止する。

別添

埼玉県警察機関誌秩父嶺編集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県警察機関誌秩父嶺（以下「秩父嶺」という。）の編集及び発行に
関して必要な事項を定めるものとする。

(秩父嶺の発行目的)

第2条 秩父嶺は、警察職員（以下「職員」という。）の情操のかん養その他教養の向上を図
るとともに、職員・家族相互の親睦に資することを目的として発行する。

(編集部の設置)

第3条 警務部教養課に秩父嶺編集部（以下「編集部」という、）を置く。

(編集部の組織)

第4条 編集部は、編集責任者、副編集責任者及び編集部員をもって構成する。

- 2 編集責任者は、警務部教養課長をもって充てる。
- 3 副編集責任者は、警務部教養課次席をもって充てる。
- 4 編集部員は、警務部教養課課員をもって充てる。

一部改正〔平成12年第43号〕

(編集責任者等の任務)

第5条 編集責任者は、秩父嶺の編集及び発行に関する事務を掌理する。

- 2 副編集責任者は、編集責任者の命を受け、秩父嶺の編集及び発行に関する事務の処理を統
括する。
- 3 編集部員は、副編集責任者の指揮を受け、秩父嶺の編集及び発行に関する事務を処理する。

(編集推進委員)

第6条 各所属の次席を秩父嶺編集推進委員（以下「編集推進委員」という。）とする。

- 2 編集推進委員は、所属職員に秩父嶺への投稿を勧奨するとともに、その編集取材に積極的
に協力するものとする。
- 3 編集推進委員は、秩父嶺の編集及び発行に関する所属職員の意見、要望等を取りまとめ、
必要の都度、編集責任者に報告するものとする。

(発行)

第7条 秩父嶺は、原則として毎月1回発行するものとする。

(細部事項)

第8条 教養課長は、この要綱に関し必要な細部事項を別に定めることができる。

一部改正〔平成12年第43号〕

実施日

この例規通達は、平成5年4月1日から実施する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・総）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。